

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御殿場市長

市町村名 (市町村コード)	御殿場市 (22215)
地域名 (地域内農業集落名)	原里地区 (森の腰・川島田・杉名沢・神場・板妻・保土沢・永塚・北畑・大沢・大野原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月27日 (第1、2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢71.3歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の担い手の意向を踏まえ、法人誘致や地域からの担い手発掘・育成による新たな担い手の確保を図り、大小の農地の集積・集約化を進める。
後継者不在の水田の畑地化も農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を進める。
循環型農業を模範とした耕畜連携を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	429 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	239 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の内、現況農地及び現況原野とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、ほ場整備を実施した地域等の農地について、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ほ場整備を実施した地域等の農地について、農地中間管理機構へ貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
後継者不在の水田の畑地化も検討し、担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人を含め、地域内外から多様な経営体を誘致する。 小さな農地の担い手を地域住民から発掘する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑨堆肥や飼料の循環などの効率的で相乗した連携を進める。